

第3回田原市市民協働まちづくり会議議事要旨

- 1 日 時 平成20年8月20日（水）15：30～18：10
- 2 場 所 田原市役所北庁舎302会議室
- 3 出席者 （委 員）鈴木誠（会長）、岡本陸男（副会長）小野和良、福井哲己、
渡会登汐、伊藤伸浩、河合克之、川崎政夫、鈴木千賀子、
森下静子、本多智映子、渡辺紀代美、平野修一、八木学の各委員
（事務局）藤井総務課長、大谷企画課長、鈴木企画課長補佐、鈴木市民協働
係長、大和、加藤、渡邊
- 4 議 題 （1）議事要旨の確定について
（2）委員連絡票による意見について
（3）協働促進方針の検討
（4）その他の協議事項

5 要 旨

（1）議事要旨の確定について

□間違い、修正等の訂正は無く、議事要旨について承認された。

（2）委員連絡票による意見について

□3名の委員からの意見について報告し、各委員からの訂正、報告についての意見は無かった。

（3）協働促進方針の検討〔主な意見等〕

■会議の進め方

- 本日は、3、4、5章を市の方で一度説明を行い、叩き台について意見を出していただくという形で進行していく。

■第1章取組の背景と現状

- 「②価値観・ニーズの多様化」の中で、「個人の主張が強くなるなか」という言葉が変な意味にとらえられてしまわないか。確かに個人の主張が強くなるということは利己的な発言とか主張が多くなって問題が多くなるということは懸念される。
- 「高齢者の見守り」という「見守り」という言葉が上からの目線という感じがする。「高齢者の支援」の方が適切ではないか。
- 「防犯活動など地域社会の互助機能が著しく低下…」の「著しく」は削除してもいいのではないか。
- 「防犯活動など地域社会の互助機能が著しく低下してきています。」の「低下してきています」という表現を「互助機能の充実を図ります」とかそういった表現にできればと思う。
- 「防犯活動など地域社会の互助機能が著しく低下してきています。」の記述で何を持ってそう判断したのか。
→ 自治会と校区にアンケートをお願いして、その中での傾向や自治会長や校区総代の話を聞いた結果である。
- 「（2）②市民活動の経過・現状」で「高齢化などによる組織の弱体化が…」というところで、「高齢化などによる」という言葉はいらないのではないか。婦人会はともかく青年団も高齢化によって組織が弱体化しているというように読めてしまう。
- 「④市民活動団体同士の連携不足」で今まで自治会とNPOの連携はあったのか。

→ NPOとかボランティア団体との連携は基本的にはない。NPOという言葉が強調されているようであれば検討していく。

■第3章市民協働の6つの指針

- 指針その4「市民公益活動の支援 〈1〉活動環境の整備のあり方」で活動拠点の統廃合だとか、マイナスの表現は好ましくない。この会議の主旨は市民が協働していかまちづくりを行っていくか、またコミュニティとしての拠点作りを進めていくかを議論するところである。

↓

もともと市民協働まちづくり条例と言うものの主旨が市民だけでなく市の機関も含め、議会も含め、全体にかぶさるものだと思っているので、無駄を省くという意味では統廃合と言う考え方は常にあった方がいいと思う。

↓

この会議は行革の推進を担っていく一環としてやっていくのか。

- 今回協働の指針を作ると言う作業において必ずしも行革を目的において作成と言うことではない。

- 指針その5「地域コミュニティ活動の振興 〈1〉地域コミュニティ団体の活性化のあり方」の「①市民・市民活動団体・事業者の参加」の取組例でほとんどの方が自治会に入っていると思っていたが、加入率とか入っていない人数とか分かるか。

→ 加入率は平均すると70～80%だと記憶している。(自治会アンケート結果【速報版】の加入率は87%)

- 指針その5「地域コミュニティ活動の振興」の「振興」や「活性化」の表現を分かりやすい表現にする。

■アンケート

- アンケートの結果を会議の中で利用させてもらうという承諾は得ているのか。

→ 特定の校区、自治会が明記されないという条件でまちづくり会議に出させてもらうということで行った。

- 「防犯活動など地域社会の互助機能が低下してきています」というその根拠は何かという質問の時にアンケートの方でということだったが、アンケートを見る限りでは互助機能が低下しているという部分はあまり定かには感じられない。

→ アンケートの他に校区ヒアリングや自治会ヒアリングの中で意見を聞いている。

- アンケートをとるにあたって、自治会と校区、校区コミュニティ協議会と言うものをどういった形で組織をしているかという理解と自治会長の役割、校区総代の役割、校区コミュニティ協議会長の役割を理解した上でアンケートに答えているのかがよく理解できない。ちゃんと行政側はそういう説明はしてあるのか。

→ 校区と校区コミュニティ協議会の役割と言う形についてはまだなかなか理解されていないというのは確かにある。ただ、校区と校区コミュニティ協議会の違いについては校区総代会、任意の校区総代会についても話はしてある。

■その他

- 配付していなかった資料3-2の「指針その6」以降について、後日送付する。その意見等について、委員は委員連絡票にて連絡をしてもらう。次回会議において、その意見等を反映したものを資料として提出することとする。

(4) その他の協議事項 ☐特になし。

資 料	[資料1]	第2回田原市市民協働まちづくり会議議事要旨
	[資料2]	委員連絡票
	[資料3-1、3-2]	田原市市民協働促進方針の叩き台
	[資料4]	市補助金概要
	[資料5]	地域コミュニティ団体の現状(速報版)
	[資料6]	地域コミュニティ団体の認定基準(素案)
	[資料7]	公募型補助制度

以上